

【指定居宅介護支援】

江陽居宅介護支援事業所
重要事項説明書

○事業主体概要

法人名	株式会社 江陽 (平成15年9月24日設立)
本社所在地	〒023-0171 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1
電話・FAX	電話0197-31-2105 FAX 0197-31-2106
URL / e-mail	http://www.koyo-esashi.co.jp / kyotaku@koyo-esashi.co.jp
代表者氏名	代表取締役 及川健
運営事業所	江陽居宅介護支援事業所 (指定事業所番号 0371200353) デイサービスセンター大日 (指定事業所番号 0371200379) グループホーム花の家 (指定事業所番号 0371200387) 江陽ヘルパーステーション (指定事業所番号 0371501198) 〒023-0171 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1 電話 0197-31-2105 FAX 0197-31-2106 グループホームふじの里 (指定事業所番号 0391500154) ふじの里デイサービスルーム (指定事業所番号 0391500162) 〒023-1762 岩手県奥州市江刺藤里字平37番地2 電話 0197-39-2877 FAX 0197-39-2879

○事業所概要

名称	江陽居宅介護支援事業所 (指定事業者番号0371200353)
所在地	〒023-1762 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1
連絡先	電話0197-31-2105 FAX 0197-31-2106
管理者氏名	千葉 敏淳
併設事業所	グループホーム花の家 (認知症対応型共同生活介護) 定員18名 デイサービスセンター大日 (通所介護) 定員30名 江陽ヘルパーステーション (訪問介護)
事業の目的	指定居宅介護支援の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

運営理念	私たちは、利用者様の「その人らしい生活」を大切にしたケアプランを作成し、安心して笑顔で穏やかな在宅生活がおくれるよう支援します。
運営方針	(1)利用者が 要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利 用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが 多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。 (2)利用者が事業所を選択するに当たり介護支援専門員は、公正中立 な立場で複数のサービス事業所の紹介・情報を公表し、利用者・ 家族の選択を援助する。

○実施地域及び営業日・営業時間

実施地域	奥州市江刺地域・水沢地域
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日及び祝日、8月13日から15日、12月29日から 1月3日及び事業者が特に必要と認め定める日
営業時間	8：00～17：30

※ 但し、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意いただいた利用者様について
は、

電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

○サービスの内容

申請の代行	希望される方は、要介護認定等に係る市町村への申請業務を代行します。
居宅サービス計画の作成	(1)居宅サービス計画作成依頼届を市町村に提出します。 (2) 利用者様の心身の状況、置かれている環境並びにご家族様の意 向を把握したうえで、利用者様、ご家族様がご自宅での生活をよ り良いものにし、「その人らしい生活」の実現を支援、居宅介護 支援計画（以後「ケアプラン」とする）を作成します。 利用者様のケアプランに位置付ける居宅サービスについて、複 数の事業所の紹介を原則とします。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明します。 (3) ケアプランの見直しを定期的に行うため、毎月利用様のご自宅 を訪問させていただき、心身の状況、居宅サービスに関する意向 等を伺わせて頂きます。
居宅サービス事業者との連絡調整	ケアプラン上で利用を予定した居宅サービス（デイサービスなど）の利用にあたっては、必要に応じてサービス事業所との連絡調 整を図ります。

市町村その他関係機関との調整	サービスの提供に当たっては、市町村及びその他関係機関と緊密に連絡をとり、利用者様のサービス提供に支障がないように努めます。
介護保険施設との連絡調整	利用者様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

*その他、ご不明な点は担当介護支援専門員に問い合わせください。

○ 職員の職種及び員数、その職務内容

職名	員数	資格	職務内容
管理者	1名	介護支援専門員	事業所と職員の管理及び統括
介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員	居宅介護支援業務全般

○ 利用料金

<保険対象分>

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。なお、居宅介護支援に関しては全額保険対象であり自己負担はありません。

なお、当事業所は、特別地域居宅介護支援加算の算定要件を満たしているため、当月内で算定した総単位数に15%の加算が発生します。

但し、介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、1ヶ月につき下記の金額をお支払い頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日奥州市の介護保険担当窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

○ 1ヶ月当

要介護 1・2		要介護 3・4・5
居宅介護支援費I (i)	1, 086 (単位)	1, 411 (単位)
居宅介護支援費I (ii)	544 (単位)	704 (単位)
居宅介護支援費I (iii)	326 (単位)	422 (単位)
初回加算	300 (単位)	
	入院時情報連携加算I	250 (単位)
	入院時情報連携加算II	200 (単位)
退院・退所加算	カンファレンス	
参加無	カンファレンス	
参加有		
連携 1回	450 (単位)	600 (単位)
連携 2回	600 (単位)	750 (単位)
連携 3回	900 (単位)	
緊急時居宅カンファレンス加算	200 (単位)	
ターミナルケアマネジメント加算	400 (単位)	
通院時情報連携加算	50 (単位)	
高齢者虐待防止措置未実施減算	1か月当の所定単位数×1%	
業務継続計画未策定減算(2025年4月1日より)	1か月当の所定単位数×1%	

その他	※通常の実施地域外より当事業所の利用を希望される場合は、実施地域を越えた地点から起算して1kmあたり50円を徴収します。 ※利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
-----	--

○ 契約の終了

終了事由	(1)弊社が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 (2)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合 (3)事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 (4)本契約が解約又は解除された場合
弊社からの解約	(1)事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。 (2)事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
契約の自動終了	(1)利用者様がお亡くなりになられた場合 (2)利用者様の心身の状況が要支援、非該当と判定された場合 (3)介護保険施設に入所した場合

○ 救急・事故発生時・災害時の対応

救急時	容体の変化等があった場合は、ご家族様（ご不在の際は連帯保証人様）、に速やかに連絡し必要な処置を講じます。但し、生命維持に危険があると判断されるような状態に陥った場合はご家族様の同意を得る前に救急隊を要請することがあります。その場合においても速やかにご家族様に連絡致します。
事故発生時	利用者様のサービス提供中に事故が発生した場合は、直ちにご家族様に連絡すると共に関係機関に連絡し必要な措置を講じます。なお、当事業者は、介護賠償責任保険に加入しております。
災害時	利用者様のサービス提供中に非常災害が生じた場合、従業者は、利用者様の避難等適切な措置を講じます。事業所は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、年1回以上避難訓練を実施します。

○ 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止

やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き	サービスの提供の当たっては、利用者の生命又は身体を保護する為、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、緊急やむを得ない場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、速やかに解除できるような措置を講ずるとともに、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得かった理由を記録し、ご家族様の要求がある場合及び行政機関等の指示がある場合には開示します。
高齢者虐待防止	サービス提供について、高齢者虐待にあたる行為、①身体的虐待、②心理的虐待、③介護・世話の放棄・放任、④性的虐待、⑤経済的虐待、の5項目についての行為は行いません。万が一発生した場合、利用者の保護を優先とし、ご家族及び行政機関等へ報告し内容について記録します。行政機関等の指示ある場合には開示します。また今後発生しない様対策をします。

○ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当を置く。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

○業務継続計画の策定・実施

業務継続計画	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
--------	---

○ サービス内容に関する苦情相談窓口

事 業 所	担 当： 株式会社 江陽 訪問事業部長 受付時間： 月曜日から金曜日まで 9:00～16:30 電 話 0197-31-2105 FAX 0197-31-2106
保 險 者	奥州市健康福祉部 長寿社会課 介護保険担当 (0197-34-2197) 直通 同 江刺総合支所 健康福祉グループ 介護保険担当 (0197-34-2522) 直通
国 保 連	岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課分室(019-604-6700)

○ 秘密保持並びに個人情報保護の取り扱いについて

(1)	<p>当社個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報保護規定に基づき、利用者等の個人情報並びに業務上知り得た情報に関しては、秘密保持を厳守します。また、当事業所が利用する個人情報を以下の通りと定め、業務権限の与えられた職員のみが必要な限りにおいて行います。なお、定め以外の個人情報の利用に関してはその都度利用者に同意を取ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の認定調査票、主治医の意見書 ・市町村の介護保険認定情報 ・サービス担当者会議に関する情報 ・利用者の家族情報（連絡先等） ・健康保険に関する情報 ・老人医療費受給に関する情報 ・身体障害者手帳に関する情報
(2)	<p>基本方針に基づき、公共的要素により個人情報を第三者に提供することがあります。その第三者とは次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所に実習する学生 ・当事業所に研修する者 ・当事業所に慰問等で来所する者 <p>但し、その提供にあたっては法令上必要な措置を講じます。</p>

指定居宅介護支援サービスの開始に当たり、重要な事項について本説明書を

用いて説明いたしました。

説明日：令和 年 月 日

【事業者】

住所：岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

事業者名：株式会社 江陽

代表取締役 及川 健

【事業所】

住所：岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

事業所名：江陽居宅介護支援事業所

説明者職名：□管理者 □_____

氏名：_____

私は、本書面により、事業所から指定居宅介護支援サービスについての重要な事項の説明を受けた上で、サービスの提供の開始について同意いたします。

同意日：令和 年 月 日

【利用者】

住所：_____

氏名：_____

【連帯保証人】

住所：_____

氏名：_____